

精神科病院の「居住の場」転換に反対する要望書

障害のある人たちが自分らしく暮らすことを考え、入所施設や病院から出て地域で暮らすことが増えてきた。しかし精神障害のある方々は、長く福祉の対象とならず、地域の社会資源を利用する権利のある対象となって歴史がまだ新しい。

精神疾患の入院患者は約32万人おり、1年以上の長期入院者が20万人以上、社会的入院の解消が我が国の大きな課題となり、地域の社会資源の拡充が求められているところである。地域で暮らす生活の場の一つの選択肢となっているグループホームであるが、グループホームの入居者数は現在、一元化後のH26年5月には9万人を超え、必要性は求められているが、居住の場の選択肢として、その絶対数はまだまだ不足している。退院後の地域生活に向けて、ケースワーカーや相談支援事業等との連携が必要な中、グループホーム以外においても、まだまだ社会資源の選択肢が地域の中に充足されていないことが大きな現状の課題である。

私たち日本グループホーム学会は、暮らしやすいグループホームを実現すべく入居者と援助者が共に活動する団体として、入居者、支援者の意見や思いを反映しながら、グループホーム等の更なる社会資源の充実のために「安心して地域で暮らし続けたい」という入居者の願いを実現していきたいと考えており、障害のある人たちが地域住民として暮らすことのできる「住まいの場」を選択できることが、真の「居住の場」であると考えている。そういった意味では、今回決まってしまった転換施設については、転換によって、ご本人が「住まいの場」を選択できない、地域にある社会資源の適切な情報が得られずに転換先で暮らすということは、転換後の名称がグループホームであっても、これは現行のグループホームと同じものと呼ぶことは出来ないものであると考える。

世界的にも我が国の社会的入院が多いということに対し、先進国では、精神障害のある方々の地域生活の為に、医療だけではなく、地域医療チーム、地域ケースワーカー、相談支援体制の充実、有期限のない日中活動や生活支援等の体制をしっかりと整えた上で、退院後には地域の「住民」として生活できる社会の仕組みを整えながら生活のニーズを支えている。

我が国は「障害者の権利に関する条約」の批准（締結）に精神障害のある方々も対象に含め、グループホームを一例としても基準省令の解釈通知において、グループホームは「入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」と位置づけた経過がある。

精神科病院はご本人の心身の健康のための治療が行われる目的の場所である。実際の実例として、精神疾患があるご本人が長期入院の末の退院をし、地域に生活したあと、「地域で生活できるようになって、一番よかったことは、病院ではなく、家で暮らしていると周囲に話せるようになった」という声を聞くことがある。このようなことから、ご本人が望む社会生活が優先されるべきであり、人権という観点からも断固反対である。

このような事から、今回の病床転換居住施設の決定そのものを廃止し、事業認可にグループホームへの転用、他の施設の転用を認めることは、居住の場をご本人が選択することにはならないという観点から、決定そのものの廃止を強く要望する。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会